

各 課 等 の 長 様

総 務 部 長

令和 3 年度予算編成方針（依命通知）

令和元年度決算は、普通交付税や市税が大幅に増加したものの、小中学校空調設備整備や住民情報システム更新等の大規模事業が重なったことなどにより、実質単年度収支は約 2 億 7 千万円のマイナスとなった。これについては、本年 2 月に公表した長期的な財政見通しにおいても想定していたものであり、今後、市庁舎や市立病院の建替え、統合中学校の整備等の大規模事業の実施に伴い、令和 1 2 年度までに 1 0 億円程度の財源不足が生じるものと見込んだが、これまで積み立てた財源調整のための基金を取り崩すことで対応できると考えていた。

しかしながら、その後の世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本市においても、感染防止を図るとともに、市民生活と地域経済を守るための様々な施策を行い、その財源として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はあるものの、不足分は財政調整基金などの一般財源で対応しなければならない状況にある。さらに、来年度以降は感染拡大の影響による市税の減少や、感染症対策に要する経費の増加が見込まれ、財源不足の拡大が確実視される状況である。そのため、財源調整のための基金残高についても、当初の見込みより大きく減少することが予想される。

そのような中、令和 3 年度も引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策等に努めるとともに、市民生活と地域経済を守り抜くことを最優先とするため、既存事業の廃止などの抜本的な見直しのほか、「米沢市まちづくり総合計画」の第 3 期実施計画に掲げた施策の先送りや事業の縮小などを含め、これまで以上の歳出削減と財源確保を図る必要がある。

これらの状況を職員一人ひとりがしっかりと認識した上で、前例踏襲から脱却し、事業の目的や効果等を厳しく見極め、無駄を排したうえで、柔軟な思考と創意工夫をもって、令和 3 年度の予算編成に当たるよう命により通知する。

令和3年度予算編成要領

1 基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症対策への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、市民の安全安心、市民生活及び地域経済を守り抜くことを最優先とし、感染防止対策や経済対策、市民生活の支援については、財源の確保や事業効果、必要性等を十分に検証した上で、真に必要と認められるものに限り要求を認める。感染症対策として直接的な関わりが薄い事業を安易に要求することは厳に慎み、既存事業に類似の事業等がある場合は、それらの見直しを含め、整理した上で要求すること。

なお、感染症対策経費は以下方針に示す枠配分とは別枠とするが、厳しい財政状況を踏まえ、事業の廃止または先送りなどによる財源確保を必ず検討すること。

(2) 枠配分の設定

一部の事務的経費については平成25年度当初予算編成まで、枠配分と合わせたマイナスシーリングを設定して予算編成を行ってきた経過がある。令和3年度当初予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減少や、感染症対策の経費が増大し、厳しい財政状況になることが見込まれることから、経常経費のうち特定の節・細節については、原則として対前年度比10%減を上限とする要求基準を定め、総額の抑制を図りながら予算編成作業に当たるものとする。また、効率的・効果的な事業の展開を十分に検討し、施策・制度の抜本的見直しや優先順位による事業の取捨選択を積極的に行った上で、従来 of 計上方法にとらわれず、あらゆる経費についてゼロから積み上げ、適正な予算要求を行うこと。

(3) 第3期実施計画登載事業の推進

「米沢市まちづくり総合計画」に掲げる本市の将来像を実現するため、第3期実施計画登載事業については、査定結果に付された条件を踏まえ、再度内容の精査を行った上で予算要求すること。実施しないとされた事業の復活要求は認めないが、後期基本計画の後期重点事業に掲げられた新たな施策等で、事業効果や必要性が特に高いと判断される事業については要求を認める。なお、実施計画搭載事業にあっても、新型コロナウイルス感染症対策経費の財源確保の観点等から、施策の先送りや事業の縮小・廃止を含めた検討を行った上で要求すること。

(4) 行財政改革の取組の強化

「米沢市財政健全化計画」は令和2年度が計画期間の最終年度となるが、中長期的に健全な財政を維持するため、引き続き計画に掲げた施策を継続して実

施するとともに、新たな歳入の確保に加え、既存事業の見直しをさらに進めること。事業の見直しに当たっては、職員の人件費も事業コストとして考慮し、初期の目的を達成した事業や費用対効果が少ない事業は、縮減ではなく廃止を優先して検討すること。

2 重点事項

(1) 議会等からの提案や意見への対応

議会からの意見、要望については、財政課が取りまとめて庁内の情報共有を図っているが、それに加え、市民等からの意見、要望についても内容を適切に把握した上で対応を検討し、新たに予算措置が必要な場合は、適正な予算要求を行うこと。

(2) 予算見積りの精度向上

予算見積りに当たっては、過去の実績や制度改正、対象者数の増減などを的確に把握して論理的に積算すること。特に、多額の不用額が生じている事業は、不用額が生じた要因を分析し、本年度の執行状況や決算見込みを考慮した上で、予算要求を行うこと。

(3) 先進事例の活用

他自治体の先進事例を幅広く研究し、クラウドファンディングやネーミングライツの導入、広告収入の拡大、遊休資産の売却活用等の新たな施策に積極的に取り組み、将来的な財源の確保と事業の効率化を図ること。そのために必要な経費については、優先的に予算計上する。

(4) 財源の確保

執行段階で補助金等が確保できないといったことがないよう、国や県、その他の補助制度の内容を詳細に確認した上で予算要求を行うこと。また、各自治体に共通の課題であり、補助制度の構築が必要と考えるものについては、国や県に対し制度設立の要望を行うなど、財源の確保に努めること。さらに、超過負担が発生しないよう、予算総額の確保をはじめ、実施単価と補助基準単価との乖離是正等を国や県に働きかけること。

(5) 施設の安全かつ適切な維持管理

施設の点検結果等により市民の生命や安全に関わる瑕疵が発見された場合は、その緊急性を勘案して適切に予算要求するとともに、特に緊急性が高い場合は、年度内の予算措置を含めて速やかに財政課と協議すること。なお、公共施設の大規模改修については、令和2年度末までに策定する予定の個別施設計画（長寿命化計画）の内容を精査して実施する予定であるため、実施計画掲載事業を除き原則として予算要求を認めない。

(6) 通年予算としての当初予算

年間の需要額を適切に見込んだ通年額として予算要求を行うこと。年度中途の補正は、制度改正に伴うものや災害対応等の緊急を要するもの、真にやむを得ないもの以外は要求を認めない。

3 今後のスケジュール

予算編成方針説明会	10月14日(水)
各課等予算要求書提出期限	11月11日(水)
各課等第1次内示	12月1日(火)～ 随時
財政課長査定	12月11日(金)～ 12月25日(金)
総務部長査定	1月8日(金)～ 1月13日(水)
市長査定	1月中下旬
議会内示(新年度予算説明)	2月上旬

※ 上記は予定であり、決まり次第別途連絡するものとする。また、特に総務部長査定以降において、日程調整がスムーズに行われるよう、部課長が揃う日を予め調整しておくこと。